慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法九四〕虚偽の登記の放置と商法一四条(東京高裁昭和四一年五 月一〇日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1970
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.43, No.7 (1970. 7) ,p.98- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19700715-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(商法 九四 虚偽の登記の放置と商法一四条

【判示事項】

る者がこれを放置していた場合と商法一四条の適用の有無(積極) 現になされている虚偽の登記を是正する措置をとるべき義務のあ

【参照条文】

商法一四条

【事実】

ているが、これらはいずれもAが行つた不実の登記であり、C、Dお 日に辞任し、三月二七日にGが監査役に就任した旨の登記がなされ 三月二七日にそれぞれ取締役に就任し、監査役臣、Fが同年三月一一 た不実の登記であつた。このほか、同じ四月九日付でC、Dが同年 に辞任した旨の登記をなしたが、それらはいずれもAの独断でなし 月一四日付で同人が同年一月一五日代表取締役に就任した旨、およ X会社 (原告・控訴人) の取締役であつた訴外Aは、昭和二三年二 同年四月九日付で取締役兼代表取締役訴外Bが同年三月一一日

> た。 らの不実の登記は改正法施行当時まで放置されていた。非訟事件手 昭和二四年六月一日改正前の非訟事件手続法によつて行われたもの 月一九日付で、Aが代表取締役に就任した旨の不実の登記がなされ 請によりなすことと改められたが (『八八』)、その後昭和二五年四 続法の改正によつて、株式会社の役員の変更登記は代表取締役の申 申請によつてなすことと定められていた (昭二四改正前)。そして、これ よびGは名前だけを貸したものである。右にあげた一連の登記は、 当時の規定によると、株式会社の役員の変更登記は総取締役の

会社は、XとYとの売買は不実登記をしたAとYとの間でなされた を省略して、Mから直接Y。に移転した形式をとつている。そこでX 様に被告・被控訴人)にそれぞれ転売した。ただし、移転登記は中間 地をY、(被告・被控訴人)に売却したところ、YはYに、YはY。 昭和二五年七月二八日に、AはX会社の代表取締役として本件土 同

を備えた者に限られるなどの理由をあげて、X会社に責任はないとく、また、商法一四条によつて保護さるべき第三者は、一定の要件表取締役であつたBが不実登記を是正しないことについて過失がなもので無効であるとして、Y、Y、Yに対し所有権確認の訴を提起もので無効であるとして、Y、Y、Yに対し所有権確認の訴を提起

【判旨】

控訴した。

控訴棄却

べき義務ある者がその責に帰すべき事由によりこれを怠りそのままく、現になされている虚偽の登記につきこれを是正する措置をとる者」には、故意、過失により虚偽の事実を自ら登記した者だけでな者」には、故意、過失により虚偽の事実を自ら登記した者だけでなる。

放置している場合も含むと解すべきである。

田和二四年六月一日改正前の非訟事件手続法によると、不実の役 ととなつた。

を是正すべき職責を負うものであることは自明の理であり、同人が人は前記法改正の日以後は代表取締役として控訴会社の不実の登記「本件において控訴会社の代表取締役は終始Bであつたから、同

成するために執りうるすべての手段を実行する職責があると謂うべだからと言つて前記の職責を免ぜられる道理がなく、その目的を達表取締役として抹消登記申請をすることはできないけれども、それ代表取締役を辞任した旨登記されているから、形式上控訴会社の代是正を放置したものというべきである。勿論Bは登記簿上取締役兼その職責を尽さないときは控訴会社はその責に帰すべき事由により

【評釈】

きである。」

判旨に賛成。本件で問題となつた中心点は、商法一四条は現になされている虚偽の登記について、これを是正する措置をとるべき義されている虚偽の登記について、これを是正する措置をとるべき義されている虚偽の登記について、これを是正する措置をとるべき義されている虚偽の登記について、これを過失により不実の登記をなした場合が、これに当る典型的な場合には、代表取締役の選任または解任がないのに、登記申請人が故意または過失によりその登記をなした場合が、これに当る典型的な場合である。もつとも、不実の登記がなされるのは必ずしも登記申請人の故意または過失に基く場合のみではない。たとえば、登記申請人の故意または過失に基く場合のみではない。たとえば、登記申請人が故意または過失により不変の登記がなされるのは必ずしも登記申請人の故意または過失に基く場合のみではない。たとえば、登記申請人た理由によつて虚偽の登記がなされた場合、あるいは、無権限の第三者にた理由によつて虚偽の登記がなされている場合には、これを信用した理由によつて虚偽の登記がなされている場合には、高法一四条は現になります。

例研究

号二一五頁

ずに放置しておく場合などにも、この種の問題が生じてくる。これ れる (Gierke, Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, 1955)。 た者は、善意の第三者に対しその不実の登記に従つて責を負うとさ 実であることを主張できないし、また、不実の登記の除去を放置し る。すなわち、商業登記簿に不実の登記申請をなす者は、それが不 ないドイツ商法においても、 すべきであると解している。また、商法一四条のような規定をもた き者に自己の責に帰すべき事由があれば、同様に商法一四条を類推 がこれを信頼して取引を行つたときなどにおいては、その抹消すべ 更正すべき義務ある者がこれをなさないで放置し、そのため第三者 例(下級民集七巻九号二四四五頁) 上も認められており、不実の登記を抹消 る。この点はわが国の学説 (ンメンタール商法総則」一七〇頁など) 判 よりも、それを信頼した第三者の保護を考慮すべきもの と思 われ 法理からいつても、不実の登記を放置して一定の外観を作出した者 らの場合には、商法一四条の基礎にある禁反言の原則もしくは外観 れた際に、これを知りながら是正しないで放置した場合、更に、代 不実なことをもつて第三者に対抗しうるかが次に問題となる。たと 表取締役が任期満了により退任したにもかかわらず、その登記をせ えば、登記申請人の故意または過失によらないで不実の登記がなさ を知りながら、これを是正しないで放置した場合にも、その登記の これに対して、そこになされている登記が不実なものであること 多数の学説、 判例は同様に解してい

こうした考え方に立つて本件を眺めると、X会社の取締役であつ

置であるということが必ずしも明快でない。 おちいつたという問題とが、その説明の上でかな り入 り組ん で い とと、本件取引が行われた当時の登記簿上の記載から、Yが誤解に して登記されており、第三者を誤解させるおそれがあつたというこ 後の事情に関する判旨の説明を見ると、Aが従前から代表取締役と は不実の登記を実際に除去するまで責を負うこととなろう。この前 はX会社がこれを引続いて放置したことが問題とされるが、いつた ためである。その意味で直接問題となるのは、Aが当時代表取締役 の登記簿の記載から、YがAを代表取締役と信じたことを保護する の結果、同年七月二八日にYはX会社の代表取締役であるAとの間 ん放置してそこに第三者を誤らせる外観を作り出した以上、その後 し、そこに一定の外観を作り出したという点である。本件において として登記してあつたものを、X会社が三か月以上にわたつて放置 との間の売買がX会社について効力を生ずるとすれば、それは当時 で、本件土地の売買を行つたというものである。この場合、YiとA で、Aが再び代表取締役に就任した旨の不実の登記がなされた。そ 締役退任の登記がなされた模様であるが、昭和二五年四月一九日付 に現われたところによると、昭和二四年一二月一日にはAの代表取 登記を独断で行つたが、そのまま放置された。その後、判決事実欄 たAは昭和二三年二月一四日付で同人が代表取締役に就任した旨の そのため、 本件で問題となるのは、最後の登記簿上の記載の放

が独断でなした不実の登記を知つていたことを認定し、Bは登記簿判旨はX会社において実際に代表取締役であつたBについて、A

上代表取締役ではないから不実登記の抹消申請はできないとして上代表取締役ではないから不実登記の抹消申請はできないとしては、入表取締役選任決議不存在確認の訴を提起し、その提起に代表取締役職務執行停止、代行者選任の仮処分の申 請 を な す 前に代表取締役職務執行停止、代行者選任の仮処分の申 請 を な す 前に代表取締役ではないの方法を試みる義務あるものと判示する。 そ 第三者が不実の登記を信頼する危険を避けえたであろうとする。 そ 第三者が不実の登記を信頼する危険を避けえたであろうとする。 そ 第三者が不実の登記を信頼する危険を避けえたであろうとする。 そ が置し、しかも、第三者の信頼をとり除く何らの方法も講じなかったという点で、 X会社に責に帰すべき事由がある。 従つて、不実の登記を信頼した Y に対しては、 X 会社はもはや A が代表取締役でないことを主張できないということになる。

疑念をいだいたものと推断するのは無理であるとして、Yiに悪意が好きであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護さるべきであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護さるできであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護さるがきであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護さるがきであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護さるかという点は検討の余地がある。判旨は本件売買に当つて、Yiがるかという点は検討の余地がある。判旨は本件売買に当つて、Yiがるかという点は検討の余地がある。判旨は本件売買に当つて、Yiがるかという点は検討の余地がある。判旨は本件売買に当つて、Yiに悪意が及った。 次の問題は、商法一四条は集団的取引の相手方に限つて適用さる次の問題は、商法一四条は集団的取引の相手方に限つて適用さる

最後に、Aの行為が表見代表取締役の行為として、X会社に責任無、軽重を問題にする余地はないと解している (たを文は前掲出中)。据、軽重を問題にする余地はないと解している (たと文は前掲出中)。据、軽重を問題にする余地はないと解している (たと文は前掲出中)。 は、軽重を問題にする余地はないと解している (たと文は前掲出中)。 なかつたことを認定している。従つて、判旨は相手方に重過失あるなかったことを認定している。従つて、判旨は相手方に重過失あるなかったことを認定している。従つて、判旨は相手方に重過失あるなかったことを認定している。

本のたのではないかと思われる (原地判略和三一·九·一〇がある。)。 あつたのではないかと思われる (原機の理論構成をとるものに消失する余地もとすれば、Bらがこれを知りながら何らの措置を講じなかつたといき場合には、商法二六二条によつてで自己を代表取締役として登記したというだけでは、それによつてで自己を代表取締役として登記したというだけでは、それによつてで自己を代表取締役として登記したというがと、Aが代表取締役として登記されている上に、取引に当つてその名称を使用していたとして登記されている上に、取引に当つてその名称を使用していたとすれば、Bらがこれを知りながら何らの措置を講じなかつたという名称とすれば、Bらがこれを知りながら何らの措置を講じなかつたという名称として登記されている上に、取引に当つてその名称を使用していたという名称という名称という名称といる。

頁)があり、判旨に賛成される。本件については小町谷操三博士の判例研究(ジュリスト四○八号一三○

(高 鳥 正 失)